

令和6年第2回沖縄県北部医療組合議会  
(定例会)

提出議案説明資料

沖縄県北部医療組合

**令和6年第2回沖縄県北部医療組合議会（定例会）**  
**（ 区 分 別 ）**

区 分	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	条 例 (件)	議 決 (件)	予 算 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	認 定 (件)		
議案数	4	0	0	1	0	1	6	

## 令和6年第2回沖縄県北部医療組合議会（定例会）

提出議案一覧表		
区分・番号	件名	頁
議案第1号	沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例	1
議案第2号	沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例	2
議案第3号	沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	3
議案第4号	沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例	4
同意第1号	沖縄県北部医療組合議会議員から選任される監査委員の選任について	5
認定第1号	令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計決算の認定について	6

## 提出議案の概要

### 【議案名】

議案第1号 沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

### 【議案提出の理由】

会計年度任用職員を採用するにあたって関係法令を整備する必要があり、地方公務員法第24条第5項の規定により、沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 条例の趣旨について定める。(第1条)
- 2 任命権者の定義について定める。(第2条)
- 3 1週間の勤務時間について定める。(第3条)
- 4 週休日、勤務時間の割り振り及び振替等について定める。(第4条、第5条)
- 5 休憩時間について定める。(第6条)
- 6 時間外勤務及び時間外勤務代休時間について定める。(第7条、第8条)
- 7 休日及び休日の代休日について定める。(第9条、第10条)
- 8 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について定める。(第11条)
- 9 休暇等について定める。(第12条～第18条)
- 10 規則への委任について定める。(第19条)
- 11 この条例は、公布の日から施行する。

### 【説明】

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2～7 （略）

第二十四條 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2～4 （略）

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

議案第2号 沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例

### 【議案提出の理由】

地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の育児休業等に関し必要な事項を定める必要がある。

地方自治法第292条の規定により準用される同法第252条の17の規定に基づき、沖縄県と沖縄県北部医療組合（以下「組合」という。）で締結する派遣職員の取扱いに関する協定書により、組合職員においては沖縄県の勤務条件等が適用されている。

そのため、組合会計年度任用職員においても、サービスの取扱い等の均衡を図るため、派遣職員と同様に、沖縄県の条例を準用する必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 条例の趣旨について定める。（第1条）
- 2 条例の施行に関する規定の準用について定める。（第2条）
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

### 【説明】

- 1 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）  
第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」  
という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、  
競争試験又は選考によるものとする。  
一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二條の四  
第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任  
用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の  
勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤  
務時間に比し短い時間であるもの  
二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の  
勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤  
務時間と同一の時間であるもの  
2～7 （略）
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（抄）  
第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する職員（地  
方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する  
職員をいう。以下同じ。）の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を  
増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的  
とする。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

議案第3号 沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

### 【議案提出の理由】

地方公務員法第35条の規定に基づき、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定める必要がある。

地方自治法第292条の規定により準用される同法第252条の17の規定に基づき、沖縄県と沖縄県北部医療組合（以下「組合」という。）で締結する派遣職員の取扱いに関する協定書により、組合職員においては沖縄県の勤務条件等が適用されている。

そのため、組合会計年度任用職員においても、サービスの取扱い等の均衡を図るため、職員同様沖縄県の条例を準用する必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 条例の趣旨について定める。（第1条）
- 2 条例の施行に関する規定の準用について定める。（第2条）
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

### 【説明】

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2～7 （略）

第三十五條 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

議案第4号 沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

### 【議案提出の理由】

地方公務員法第24条第5項及び地方自治法第203条の2第5項の規定により、沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 条例の趣旨について定める。(第1条)
- 2 報酬について定める。(第2条)
- 3 報酬の支給方法等について定める。(第3条)
- 4 報酬の減額について定める。(第4条)
- 5 期末手当について定める。(第5条)
- 6 費用弁償について定める。(第6条)
- 7 報酬及び期末手当の口座振込みについて定める。(第7条)
- 8 規則への委任について定める。(第8条)
- 9 この条例は、公布の日から施行する。

### 【説明】

- 1 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）  
第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。  
2～4（略）  
5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。
- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）  
第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。  
2～4（略）  
5 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

同意第1号 沖縄県北部医療組合議会議員から選任される監査委員の選任について

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合議会議員から選任される監査委員が令和6年6月24日に任期満了したので、その後任を選任するため、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 監査委員は、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項及び沖縄県北部医療組合同約第12条第2項の規定により、管理者が議会の同意を得て選任する。
- 2 令和5年8月16日の全員協議会における協議の結果、議員から選任される監査委員は、県議会選出議員で協議して互選された者を選任することとされており、県議会選出議員で協議を行った結果、仲里全孝氏が沖縄県北部医療組合議会から推薦を受けることで決定した。

### 【説明】

- 1 **地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）**  
**第百九十六条** 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。  
2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。  
3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。  
4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。  
5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。  
6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。  
  
**第百九十二条** 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。
- 2 **沖縄県北部医療組合同約（抄）**  
**第12条** 組合に監査委員2人を置く。  
2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員のうちから1人及び識見を有する者のうちから1人を選任する。  
3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期とし、識見を有する者うちから選任される者にあつては4年とする。  
4 組合議員のうちから選任された監査委員が組合議員の職を失ったときは、監査委員の職を失う。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

認定第1号 令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計決算の認定について

### 【議案提出の理由】

地方公営企業法第30条第1項の規定により調製し、同条第2項により監査委員の審査に付した沖縄県北部医療組合病院事業会計決算について、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定に付す必要がある。

### 【議案の概要】

#### 1 経営成績

令和5年度の経営成績は、病院事業収益は1億597万2,539円で、その主な内訳は、沖縄県からの負担金となっている。

病院事業費用は8,497万8,678円で、その主な内訳は、給料、手当などの職員給与費、及び賃借料、備用品費などの経費となっている。

病院事業収益から病院事業費用を差し引いた当年度純利益は、2,099万3,861円となっている。

病院事業費用に対する病院事業収益の割合（総収支比率）は124.7%となっている。

#### 2 財政状態

令和5年度の財政状態は、資産合計は5億117万4,227円で、その主な内訳は、建設仮勘定などの固定資産が1億8,485万1,637円、現金・預金、未収金などの流動資産が3億1,632万2,590円となっている。

負債合計は4億8,018万366円で、その主な内訳は、未払金などの流動負債が2億7,651万8,729円、長期前受金などの繰延収益が2億366万1,637円となっている。

資本合計は2,099万3,861円で、その主な内訳は、当年度未処分利益剰余金などの利益剰余金となっている。

不良債務については流動資産が流動負債を上回っているため、発生していない。流動比率は114.4%で、自己資本構成比率は44.8%となっている。

#### 3 審査意見

令和5年度病院事業会計について、審査に付された決算諸表は地方公営企業法などの関係法令及び沖縄県北部医療組合監査基準に準拠して作成されていると認められた。令和5年度の経営成績及び令和6年3月31日現在の財政状況を適正に表示しており、計算に誤りなく証書類も整備され、会計経理は正確であることを認めた。また、予算執行の状況についても、概ね良好である。

引き続き、財務事務の適正な執行に努めていただくとともに、今後とも関係市町村及び関係機関と連携を密にしながら、公立沖縄北部医療センターの整備に一層努力されたい。

表1 経営成績

区 分 科 目	令和5年度		令和4年度		対前年度比較増減	
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	金 額	増減率
	円	%	円	%	円	%
病院事業収益 A	105,972,539	100.0	—	—	105,972,539	皆増
医業収益 B	0	0.0	—	—	0	—
医業外収益 C	105,972,539	100.0	—	—	105,972,539	皆増
特別利益	0	0.0	—	—	0	0.0
病院事業費用 D	84,978,678	100.0	—	—	84,978,678	皆増
医業費用 E	83,920,388	98.8	—	—	83,920,388	皆増
医業外費用 F	1,058,290	1.2	—	—	1,058,290	皆増
特別損失	0	0.0	—	—	0	—
当年度純損益	20,993,861	—	—	—	20,993,861	皆増
前年度繰越利益剰余金	0	—	—	—	0	—
当年度未処分利益剰余金	20,993,861	—	—	—	20,993,861	皆増
総収支比率 (%) A/D	124.7	—	—	—	124.7	皆増
経常損益 B+C-E-F	20,993,861	—	—	—	20,993,861	皆増
経常収支比率 (%) (B+C)/(E+F)	124.7	—	—	—	124.7	皆増

- (注) 1 「構成比」欄は、四捨五入の関係上、内訳の合計と計数が一致しない場合がある。  
 2 総収支比率＝病院事業収益÷病院事業費用×100  
 3 経常損益＝医業収益＋医業外収益－医業費用－医業外費用  
 4 経常収支比率＝（医業収益＋医業外収益）÷（医業費用＋医業外費用）×100

表2 財政状態

区 分 科 目	令和5年度		令和4年度		対前年度比較増減	
	金 額		金 額		金 額	増減率
	円		円		円	%
資産合計	501,174,227		—		501,174,227	皆増
固定資産	184,851,637		—		184,851,637	皆増
流動資産 A	316,322,590		—		316,322,590	皆増
負債資本合計 B	501,174,227		—		501,174,227	皆増
負債合計	480,180,366		—		480,180,366	皆増
固定負債	0		—		0	—
流動負債 C	276,518,729		—		276,518,729	皆増
繰延収益 D	203,661,637		—		203,661,637	皆増
資本合計	20,993,861		—		20,993,861	皆増
資本金 E	0		—		0	—
剰余金 F	20,993,861		—		20,993,861	皆増
流動比率 (%) A/C	114.4		—		114.4	皆増
自己資本構成比率 (%) (D+E+F)/B	44.8		—		44.8	皆増

